

## 上田市クラインガルテン利用規約

### (趣旨等)

第1条 この規約は、上田市クラインガルテン条例（令和2年条例第45号。以下「条例」という。）及び上田市クラインガルテン管理規則（令和2年規則第30号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 上田市クラインガルテンは、市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）の開設の認定を受けた市民農園であることから、条例第1条の設置の目的に加え、農業体験及び農村交流を通して、健康的でゆとりのある生活の確保を図るとともに、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資することを目的とする。

### (施設の愛称)

第2条 クラインガルテンの愛称は、次のとおりとする。

名称 信州上田クラインガルテン 眺望の郷 岩清水

### (構成施設)

第3条 クラインガルテンは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 交流棟 1棟
- (2) 簡易宿泊棟付き農園 9区画
- (3) 共同農園 1箇所
- (4) 農機具倉庫兼ごみ置き場 1箇所

2 前項第3号及び第4号に掲げる施設（以下この条において、共同施設という。）は、同項第2号に掲げる施設の利用者が共同で利用するための施設とする。

3 共同施設の利用方法については、別に定める。

### (利用期間)

第4条 前条第2号から第4号までに掲げる施設の利用期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、利用期間の中途から使用する場合にあっては、当該利用期間の残余期間とする。

2 前項の期間には、条例第10条に規定する原状回復の義務を履行する期間及び当該履行の点検を行う期間を含める。

### (簡易宿泊棟付き農園利用者の公募)

第5条 簡易宿泊棟付き農園の利用者は、公募する。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 公募は、原則、募集期間を定めて行う。

3 周知の方法については、簡易宿泊棟付き農園の区画数、使用料、利用者決定方法その他必要な事項を市のホームページへの掲載等の方法により行う。

### (選考方法)

第6条 市長は、簡易宿泊棟付き農園の利用候補者を、公募者の中から、別に定める募集要項に基づき審査し、決定するものとする。

2 市長は、利用候補者のほかに、必要と認める範囲で利用補欠者を定めることができる。

3 市長は、利用候補者が利用申請を行わなかった場合、利用許可後1年以内に農園を退去したときは、利用補欠者に利用許可申請をするよう促すことができる。

(利用の許可)

第7条 利用候補者は、簡易宿泊棟付き農園の利用に当たっては、条例第5条の利用の許可を受けなければならない。

2 交流棟及び簡易宿泊棟付き農園の利用許可に係る審査基準（上田市行政手続条例（平成18年条例第11号）第4条に規定する審査基準をいう。以下同じ。）は、それぞれ次のとおりとし、次のいずれかに該当する場合には許可を与えないものとする。

(1) 交流棟

ア 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。

- ・公共の福祉を害し、又は害するおそれがあると認められるとき。
- ・使用料を支払わないとき。
- ・他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険があることが明白であるとき。
- ・青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用をしようとするとき。
- ・暴力的不法行為又は反社会的行為を行い又は助長するおそれがあるとき。
- ・上田市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第7条第1項により、施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるとき。

イ 施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

- ・火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる利用をしようとする場合であって、これらに対する対策が十分でないため、施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

ウ その他管理上支障があると認められるとき。

- ・定員を超える利用をしようとするとき。
- ・過去に施設管理上の指示に従わない利用をしているとき。

(2) 簡易宿泊棟付き農園

ア 事前選考審査を通過していないとき。

イ 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき（交流棟のアと同じ。）

ウ 施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき（交流棟のイと同じ。）

エ その他管理上支障があると認められるとき（交流棟のウと同じ。）

(利用の許可の条件)

第8条 規則第3条に掲げる遵守事項のほか、簡易宿泊棟付き農園の許可の条件は次のとおりとする。

(1) 都市農村交流にふさわしい都市部の住民であり、かつ、滞在して農園の利用をすることを相当とする地域に居住する者であること。

(2) 農業体験及び農村交流を主たる目的として利用する者であること。

- (3) 原則として、4月から10月までは毎月3日以上利用し、簡易宿泊棟付き農園の耕作管理ができ、かつ、11月から3月までは合計で10日以上利用ができる者であること。
- (4) 冬期間における寒冷地対策がとれること。
- (5) 地域住民及び施設運営者等が企画する交流事業等の各種イベント、地域の伝統行事等に積極的に参加できる者であること。
- (6) クラインガルテンの維持管理並びに農村地域の活性化及び農村資源の保全に協力する意思を有する者であること。
- (7) 地域住民や他の利用者と良好な関係を築く意思を有する者であること。
- (8) 鉄砲、刀剣類又は爆発性・発火性を有する危険な物品等を製造又は保管しないこと。
- (9) 床の補強を要するような重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けないこと。
- (10) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流さないこと。
- (11) 大音量でテレビ、ラジオ、ステレオ等の操作及びピアノ等の楽器類の演奏を行わないこと。
- (12) 犬、猫、爬虫類、猛獣、毒蛇等の動物を飼育しないこと。ただし、介助犬等は除く。
- (13) 共同生活の秩序を乱し、又は他の利用者若しくは近隣住民の迷惑となる行為をしないこと。
- (14) 反社会的な行為をしないこと。
- (15) 外観に看板、ポスター等の広告物を掲示しないこと。
- (16) 簡易宿泊棟付き農園の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は市長の許可を得ずに区画内への工作物（農業用資材を除く）の設置をしないこと。
- (17) その他条例、規則、利用規約等を遵守できる者であること。

#### (利用契約)

第9条 条例第5条第1項の許可を得た利用者は、上田市クラインガルテン簡易宿泊棟付き農園利用契約書（様式第1号）により、契約を締結するものとする。

2 契約書には、利用者の印を押印しなければならない。

3 簡易宿泊棟付き農園は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項に規定する公の施設であって、借地借家法（平成3年法律第90号）第40条に規定する一時使用のために建物の賃貸借をした形態をとるため、同条の規定により借地借家法の適用は受けない。

4 同様の理由により、利用の権利を他に譲渡し、又は転貸することができないことから、民法（明治29年法律第89号）第605条の2に規定する不動産の賃貸人たる地位の移転の規定の適用は受けない。

5 前2項により、クラインガルテンは民法第22条に規定する生活の本拠になりえないことから、クラインガルテンに住所を定めることはできない。

6 利用者は、住所又は氏名を変更したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

#### (生活に係る留意事項)

第10条 簡易宿泊棟付き農園の光熱水費、通信費等の使用に係る手続、契約、費用負担等は、利用者において行うものとする。この場合において、簡易宿泊棟付き農園の設備を維持するため、電気及び水道については必ず契約し、使用するものとする。

- 2 簡易宿泊棟付き農園は、冬期間に凍結防止対策等が必要になることから、利用期間中は電気及び水道の解約、停止等をしないものとする。
- 3 ごみの収集、分別等については、別に定める方法に従うものとする。なお、薪ストーブや野焼きでゴミを焼却してはならない。
- 4 薪、食料品、日常生活品等の購入については、できる限り上田市内での購入に努めるものとする。
- 5 周囲が山林であるため、野生鳥獣等の出没、農作物の食害があることに十分に留意するものとする。なお、野生鳥獣等の餌付けは、行ってはならない。
- 6 災害時の避難等については、市長の指示に従うものとする。
- 7 クラインガルテンの管理・運営のため、施設内において除草剤、農薬等の使用があることに留意するものとする。

(農園の営農に係る留意事項)

- 第11条 利用者は、簡易宿泊棟付き農園の農園について、草刈り、整地等の耕作管理を行うものとする。
- 2 農園の景観を保全するとともに、環境にやさしい農法に努めるものとする。
  - 3 農園で栽培できる作物は、原則、野菜類、花き類等とする。
  - 4 原則として、果樹等の永年作物の栽培及び農園の水田利用はできない。
  - 5 農園で栽培された農産物は、自ら消費するものとし、販売を行わないものとする。
  - 6 農園で栽培した作物及び設置した農業用資材等については、原状回復の際に撤去する。

(地域との交流等に係る留意事項)

- 第12条 利用者は、地域住民等との交流に努めるものとする。
- 2 利用者は、クラインガルテンのイベント等を通して、利用者間の交流に努めるものとする。
  - 3 利用者は、協力してクラインガルテンの景観美化、維持管理等に努めるものとする。

(許可の取り消し等)

- 第13条 条例第6条の許可の取り消し等の処分基準（上田市行政手続条例（平成18年条例第11号）第11条に規定する処分基準をいう。以下同じ。）は、次のとおりとし、いずれかに該当する場合には、利用の許可を取り消し、又は利用を停止するものとする。この場合において、使用料は還付しない。

(1) 交流棟

- ア 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
- ・公共の福祉を害し、又は害するおそれがあると認められるとき。
  - ・虚偽その他不正な行為により利用の許可を受けたことが判明したとき。
  - ・使用料を支払わないとき。
  - ・他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険があることが明白であるとき又は現に及ぼしているとき。
  - ・青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用をしようとするとき。
  - ・暴力的不法行為又は反社会的行為を行い又は助長するおそれがあるとき。
  - ・上田市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第7条第2項により、施設の利用の許可をした後において、施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると判明したとき。

- イ 施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
    - ・火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる利用をする場合であって、これらに対する対策が十分でないため、施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき又は現に損傷、滅失しているとき。
  - ウ その他管理上支障があると認められるとき。
    - ・定員を超える利用をしようとするとき又はしているとき。
    - ・過去に施設管理上の指示に従わない利用をしていたことが判明したとき。
    - ・管理規則に規定する遵守事項に違反したとき。
- (2) 簡易宿泊棟付き農園
- ア 事前選考審査における内容と異なる利用をしているとき。
  - イ 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
    - ・交流棟のアと同じ。
  - ウ 施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
    - ・交流棟のイと同じ。
  - エ その他管理上支障があると認められるとき。
    - ・交流棟のウと同じ。

(使用料の支払い)

- 第14条 条例第7条に規定する使用料は、原則、4月1日から4月30日までの期間に支払うものとする。
- 2 年度途中から利用する者は、利用許可決定日の翌日から30日以内に支払うものとする。

(使用料の減額又は免除の基準)

第15条 条例第8条に規定する使用料の減額又は免除の審査基準は、次のとおりとする。

(1) 交流棟

- ア 簡易宿泊棟付き農園の利用者が使用する場合 100%減免
- イ 上田市及び上田市内の小・中学校が使用する場合 100%減免
- ウ 豊殿地区の自治会や豊殿地区内で公益を目的に組織した団体が都市農村交流活動を目的として活動する場合 100%減免
- エ その他市長が必要と認める場合 原則100%減免

(2) 簡易宿泊棟付き農園 原則、減額及び免除をしない。

(使用料の還付の承認)

第16条 条例第9条ただし書に規定する特別な理由があると認めるときは、次の審査基準によるものとし、それぞれに規定する還付率等において、還付を承認するものとする。

(1) 交流棟

- ア 上田市の都合により、利用の許可を取り消したとき 100分の100
- イ 天災等利用者の責任でない理由によって利用ができないと認めるとき 100分の100
- ウ その他市長が特に必要と認めたとき 市長が必要と認める額

## (2) 簡易宿泊棟付き農園

- ア 天災等（居住の用に供さないと認められる天災等に限る。）利用者の責任でない理由によって利用ができないと認めるとき 使用料を月割りし（1円未満切り捨て。以下同じ。）、利用できない月数分（当該還付事由の発生した月分を除く。）の額（100円未満切り捨て。）
- イ 利用期間内において、利用者から利用中止の届出があったとき 使用料を月割りし、届出の日（使用料の支払、施設の原状回復、損害賠償の義務等が履行されていない場合にあってはその義務が履行された日）の属する月の翌々月から利用期間の終期までの月数分の額の100分の50の額
- ウ その他市長が特に必要と認めるとき 市長が必要と定める額

（翌年度の利用許可申請に係る申出等）

第17条 利用者は、翌年度の利用許可申請に係る希望の有無について、3箇月前までに市長へ申し出るものとする。

2 市長は、翌年度の利用許可申請を希望する利用者について審査を行い、次の各号のいずれにも該当しない場合には、翌年度の利用許可申請の審査基準の要件を備える（以下この条において「更新する」という。）ことができる。

- (1) 簡易宿泊棟や農園の管理が不十分で、注意を受けたが改善が見られない場合
- (2) 条例、管理規則、利用規約等に違反している場合

3 前項の場合において、最大で2回（最長3年間）は、更新することができる。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、さらに2回（最長5年間）、更新することができる。

- (1) 上田市への移住、上田市との二拠点生活を確約したとき。
- (2) 農村地域の活性化及び農村資源の保全への貢献度が著しく高いとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

（利用の中止等）

第18条 利用期間内に簡易宿泊棟付き農園の利用を中止する者は、利用を中止する2箇月前までに上田市クラインガルテン簡易宿泊棟付き農園利用中止届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（原状回復の義務の程度等）

第19条 利用者は、条例第10条に規定する原状回復について、利用の最終年度の3月20日（休日にあたるときは休日の翌日）までに行うものとする。

2 原状回復の程度は、次の利用者が4月1日から利用できるよう、概ね次のとおりとする。

- (1) 簡易宿泊棟 簡易宿泊棟に持ち込んだ家具等を全て運び出し、必要な修繕及び清掃を行う。
- (2) 農園 草刈り、整地等を行う。

3 係員の点検において不合格となった場合には、遅滞なく原状回復を行い、再点検を受けるものとする。

（クラインガルテンの施設以外に係る損害賠償）

第20条 条例第11条に規定するもののほか、クライנגルテンの利用において発生した利用者の故意又は過失に起因した人的及び物的な損害については利用者が損害賠償を負うものとし、市長は、いかなる損害賠償も負わない。

2 同条ただし書に規定する特別な理由があると認めるときは、利用者に故意又は過失が無いときとする。

#### (簡易宿泊棟の修繕費用の負担)

第21条 利用者は、次の各号に規定する軽微な修繕に係る実費を負担するものとする。

- (1) 電球、蛍光灯、照明器具の修繕、取替え
- (2) ガラスを破損した場合の取替え
- (3) その他前各号に準じる費用が軽微な修繕

2 利用者は、市長の承諾を得ることなく、前項の修繕を行うことができる。

3 市長は、第1項に掲げる軽微な修繕を除き、簡易宿泊棟を利用するための必要な修繕を行う。ただし、条例第11条の規定に該当する場合は、この限りでない。

4 前項の規定により簡易宿泊棟の修繕を行うときは、あらかじめ、利用者に通知するものとする。この場合において、利用者は正当な理由があるときを除き、当該修繕の実施を拒否することはできない。

#### (立入)

第22条 市長は、簡易宿泊棟付き農園の管理のため、特に必要があるときは、あらかじめ利用者の承諾を得て、簡易宿泊棟付き農園内に立ち入ることができる。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の立ち入りを拒むことはできない。

3 市長は、火災その他の緊急の必要がある場合には、利用者の承諾を得ることなく、簡易宿泊棟付き農園内に立ち入ることができる。この場合において、利用者が不在の場合には、後日、その旨を利用者に連絡しなければならない。

#### (その他)

第23条 この利用規約に定めるもののほか、この利用規約の施行に関し必要な事項は、別に定める。

様式第1号 上田市クライングルテン簡易宿泊棟付き農園利用契約書

様式第2号 上田市クライングルテン簡易宿泊棟付き農園利用中止届出

この規約は令和2年12月22日から適用する。

令和3年3月2日 改定

令和4年3月18日 改定